

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設にお送りしています

1. 第 65 回全国児童養護施設長研究協議会を開催

～社会的養護の連携・協働をテーマに公開シンポジウムを実施～

さる 11 月 9 日～11 日の 3 日間、埼玉県さいたま市「パレスホテル大宮」を会場にて、第 65 回全国児童養護施設長研究協議会（埼玉大会）を約 600 名の参加を得て開催しました。今大会は「社会的養護の課題と将来像～新たな社会的養育システムを考える～」をテーマに、今後の社会的養護のあり方検討や地域主権改革の動向等をふまえて研究協議を行いました。



開会式であいさつする加賀美会長

第 65 回を迎える今大会は、厚生労働省や埼玉県、さいたま市等との共催により開催し、「児童養護事業功労者に対する厚生労働大臣表彰」では全国で 84 名（うち、大会出席者 39 名）がその栄に浴しました。初日は開会式（式典）の後、行政説明、基調報告を行い、「すべての子ども家庭を視野に入れた『新たな養育システム』の構築をめざします」「一人ひとりの養育を大切にするために、養育単位の小規模化と地域化を推進します」「地域主権改革のなかでも、児童福祉施設最低基準の維持・向上を強く主張します」「社会的養護を担う関係者や機関と連携・協働し、子どもの最善の利益をめざします」の 4 本の柱からなる大会宣言の採択を行いました（次頁参照）。また、経営者・実業家としてたいへん有名である

とともに、埼玉県内で情緒障害児短期治療施設を運営する社会福祉法人の理事長を務められている、SBI ホールディングス代表取締役 CEO の北尾吉孝氏による「児童福祉に対する思い」と題した記念講演を行いました。

2 日目は 6 会場に分かれて研究部会を行い、各会場でそれぞれのテーマに基づく現場からの発題（実践報告）や講義をもとに熱い議論が交わされました。

3 日目は公開プログラムとして里親やファミリーホーム、児童相談所等関係者にも参加を呼びかけ、研究協議会の参加者に加えて約 70 名の里親等の参加を得て「里親だからできること、施設だからできること—社会的養護を担っていくための連携・協働をめざして」と題したシンポジウムを実施しました。シンポジウムでは、里親、施設それぞれの代表と、学識経験者のシンポジストがそれぞれの立場から今後の社会的養護や里親・施設の連携・協働のあり方等について考えを述べあい、意見交換を行いました。

来年度、第 66 回研究協議会は、平成 24 年 11 月 27 日（火）～29 日（木）の日程で熊本県熊本市にて開催の予定です。

本年三月十一日の東日本大震災によって亡くなられた多くの方々に対して、心より哀悼の意を表します。私たちは、この大きな試練のなかで、あらためて家族や地域の「絆」の大切さに気づかされました。しかし一方で、平成二十二年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数（速報値）が平成二十一年度より三割近く増加して五万五千件を超え、子どもの虐待死事件も後を絶ちません。こうした深刻な状況であるからこそ、私たちは手を携えて子どもたちのために、彼らの健やかな育ちの保障を阻んでいるさまざまな壁に立ち向かっていかなければなりません。全国児童養護施設協議会（全養協）は、わが国の未来を担う子どもたちを守り、その豊かな育ちを実現するために次の宣言をします。

一、すべての子ども家庭を視野に入れた「新たな社会的養育システム」の構築をめざします

国の「子ども・子育て新システム」のあり方に関する議論では、「すべての子どもの良質な養育環境を保障し、子どもを大切に社会」をめざす、としています。わが国の社会的養護のあり方は、これまでの収容保護パラダイムから脱却して、すべての子ども家庭を視野に入れた新たな体系の構築が必要であると考えます。全養協は「近未来像Ⅱ」の具現化をめざして、取り組みを進めていきます。

一、一人ひとりの養育を大切にするために、養育単位の小規模化と地域化を推進します

七月の「社会的養護の課題と将来像」（とりまとめ）において、施設の小規模化や地域分散化の方向が示されました。養育単位の小規模化や地域化は、施設の形態論だけで議論されるべきではなく、一人ひとりの子どもにきめ細かくかわっていく「個別化」の視点からの議論が必要です。全養協がとりまとめた養育のあり方報告書『この子を受けとめて、育むために―育てる・育ちあういとなみ』の理念に今一度立ち返ってこれらの課題について組織全体で議論し、その方向性を確認しつつ着実な推進を図ります。

一、地域主権改革のなかでも、児童福祉施設最低基準の維持・向上を強く主張します

地域主権改革の流れのなかで、児童福祉施設最低基準は地方条例によって定められることになりました。今後は、地方行政の状況如何で、地方自治体が独自に定める基準によりさまざまな格差が生じることが懸念されます。私たちは、発達や家庭環境に課題を抱えるすべての子どもたちの基本的人権と最善の利益を保障し、養育の質の向上を図るため、今後も国の定める「設備運営基準」と、地方自治体が条例で定める「最低基準」における人員配置や面積等の基準の改善に組織を挙げて取り組みます。

一、社会的養護を担う関係者や機関と連携・協働し、子どもの最善の利益をめざします

虐待体験やさまざまな障がい等によって、「生きづらさ」を抱えている子どもたちが増えています。そうした子どもたちの「最善の利益」をめざしていくためには、社会的養護を担っている関係者や機関の積極的な連携や協働が必要になります。全養協は社会的養護の種別という垣根を超えて、施設長の義務化研修の合同開催等、さまざまな事業を通して連携・協働を推進します。

私たち社会的養護に携わる者は、高い倫理観をもって、「全国児童養護施設協議会倫理綱領」に基づき、自らの姿勢を真摯に見つめ、施設内における子どもの権利擁護の取り組みを推進します。

平成二十三年十一月九日

2. 「児童養護施設運営指針」策定に向けたワーキングを実施

～第三者評価の義務化に向けた評価項目・ガイドラインの見直しにも着手～

7月にとりまとめられ、厚生労働省のホームページで公表されている『社会的養護の課題と将来像』（以下、「課題と将来像」）では、平成23年度中を目標に、施設等種別ごとに運営理念等を示す『施設運営指針』を策定するとしています。これを受けて、現在、厚生労働省（雇用均等・児童家庭局家庭福祉課）において、社会的養護の5種別（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設）の施設運営指針と、里親・ファミリーホームを対象とした養育指針が、それぞれのワーキングで検討されています。

施設運営指針は「第1部 総論」と「第2部 各論」とで構成されています。ワーキングにおいて、第1部は「目的」や「基本理念と原理」「養育のあり方の基本」等について議論しています。第2部は第三者評価基準の評価項目と関係したものになるため、今後、表現や用語等も含め、運営指針の議論をふまえて第三者評価基準の項目やガイドラインで示される評価のポイント、着眼点等について本ワーキングを中心に検討することになります。

児童養護施設運営指針ワーキングには、本会からは桑原教修副会長が座長として、伊達直利副会長、太田一平研修部長、会員施設から福田雅章氏がメンバーとして加わっています。その他、村瀬嘉代子北翔大学大学院教授、菅原ますみお茶の水女子大学教授、NPO 法人日向ぼっこの渡井さゆり理事長がメンバーとなっています。

9～11月に計5回のワーキングを実施して議論を深め、来年1月開催予定の社会保障審議会児童部会社会的養護専門員会に暫定の案が提案される予定となっています。

3. 児童福祉施設最低基準の条例委任に係る施行通知を发出

～現行の「児童福祉施設最低基準」は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に名称を変更し、「最低基準」は自治体が条例で定めることに～

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が本年4月28日に成立し、5月2日に公布されています。そして、10月7日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」が官報に告示され、続いて10月28日にその施行に関する厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知が各自治体に发出されました。これにより、平成24年4月1日の省令施行期日（但し、施行日から1年を越えない範囲内での経過措置あり）に向けて、各自治体が「最低基準」条例を策定することになります。

この省令の施行により、現行の児童福祉施設最低基準は、「条例の内容を直接的に拘束し、異なる内容を定めることが許されない」とされる「従うべき基準」と、「地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容」される「参酌すべき基準」に区分されたうえで、条例に委任されます。児童養護施設関係では、置かなければならない職員やその数等を定める「人員配置基準」、児童の居室面積を定める「居室面積基準」、虐待等の禁止や懲戒権の濫用禁止、調理室の設置等を規定する「人権に直結する運営基準」が「従うべき基準」とされ、それ以外は「参酌すべき基準」として整理されます。

また、もう一つの大きな特徴として、厚生労働省令で定める基準（現行の「児童福祉施設最低基準」）を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（設備運営基準）に改称し、今後は、地方自治体が条例で定める基準を「最低基準」と称することとなります。

全養協では、乳児院や母子生活支援施設、保育所等の他の種別協議会との連携・協働による各自治体レベルでの要望活動等の推進を提案しています。各自治体の条例策定の動向を注視しつつ、各地域で積極的な対応を図っていただきますようお願いいたします。

児童福祉施設最低基準の条例委任に関する資料は、厚生労働省ホームページに掲載されています

掲載ページ URL http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo.html

資料 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行について
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知・平成23年10月28日付雇児発1028第1号)

4. 児童養護施設に入所している子どもへの子ども手当の支給決定

～平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が施行～

10月1日、「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が施行され、「子どもに着目して、国内に居住する子どもを極力制度の対象としていくという考えの下、全ての子を支給対象とする」として、児童養護施設等の施設に入所している子どもに対して、平成23年10月～24年3月分の子ども手当の支給が決定しました。主な内容は次頁のとおりです。

施設に入所等している子ども（施設入所等こども）の子ども手当について

- 【支給対象者】 施設の設置者、里親、ファミリーホームを行う者
 ※施設やファミリーホームの所在地、里親の住所地の市町村が支給
 ※保護者の疾病等により2か月以内の期間を定めて行われる入所等の場合を除く。
 ※里親の場合、里子にかかる手当は施設等受給資格者として、実子にかかる手当は一般受給資格者として、別々に請求・認定
- 【支給額】 0歳～3歳未満 一人(一律) 15,000円
 3歳～中学校修了 一人(一律) 10,000円
 ※施設の設置者に、第何子という概念が存在しないことや、入所している子の間で支給額に差をつけることの公平性の観点等から、3歳～中学校修了までの子には一人一律10,000円を支給。
- 【対象施設等】 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、里親、ファミリーホーム、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、救護施設、更正施設、婦人保護施設 等
- 【適切な管理】 子ども手当の支給を受けた施設設置者・里親等は、子ども手当を、適切に管理しなければならない。（児童福祉施設最低基準・里親養育最低基準等に規定）
 ・他の財産と区分して管理すること。 ・収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
 ・手当の支給の趣旨に従って用いること。 ・退所した場合には速やかに児童に取得させること。

| | ①親のいない子ども | ②28条措置の場合等の親が監護生計要件を満たしていない子ども | ③それ以外の子ども（親が監護生計要件を満たす場合のみ） |
|-----------|-------------------|--------------------------------|-----------------------------|
| 児童手当制度時 | × | × | ○（親へ支給） |
| 平成22年度の対応 | △（安心子ども基金で施設等へ支給） | △（安心子ども基金で施設等へ支給） | ○（親へ支給） |



| | | | |
|--------------|-----------|-----------|-----------|
| 23年度子ども手当特措法 | ○（施設等へ支給） | ○（施設等へ支給） | ○（施設等へ支給） |
|--------------|-----------|-----------|-----------|

第65回全国児童養護施設長研究協議会「行政説明」資料より一部抜粋

児童養護施設に入所している子どもに対する子ども手当は、児童養護施設所在地の市町村から支給されます。同一法人が異なる市町村で複数施設を運営している場合には、それぞれの施設の所在地の市町村への申請が必要になります。しかし、地域小規模児童養護施設等のいわゆるグループホームについては、本体施設の市町村に申請することになりますのでご注意ください。

また、すべての子どもについて新たな認定請求手続きが必要になりますが、従来子ども手当が支給されていた親に対する消滅処理と、新たに施設が認定請求を行えるようにするための措置決定通知が児童相談所より送付されますので、10月1日を挟んで措置入所を継続している子どもについては平成24年3月まで認定請求に関する経過措置があります。10月1日以降に新たに入所措置が行われた子どもについては、児童相談所からの措置決定通知に基づいて、なるべく早急に認定請求を行う必要がありますのでご注意ください。

子ども手当の支給やその管理に係る手続きは、9月まで実施されていた「安心子ども基金」による子ども手当相当額の支給に係る手続きと基本的に同じになりますが、管理しなければいけない口座や通帳数が格段に増えますので、児童相談所や市町村行政、地元金融機関等とも連携しながら効率的に事務処理をおすすめくださいますようお願いいたします。

平成23年10月からの子ども手当に関する資料は、厚生労働省ホームページに掲載されています
 掲載ページ URL http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/h23_sochihou.html

5. 平成 24 年度厚労省家庭福祉対策関係予算概算要求の概要

～事項要求として人員配置の段階的引き上げ(6:1→5.5:1)を盛り込む～

国は、9 月末、例年のスケジュールから約 1 か月遅れで平成 24 年度予算概算要求を公表しました。家庭福祉対策関係予算の概要をみると、児童入所施設措置費関係では、約 862 億円の予算要求が行われており、23 年度予算に比べ約 27 億円超の増額となっています。

今回、人員配置の段階的引き上げとして、児童養護施設については小学生 6:1→5.5:1 とする配置基準の改善が示されています。その他、児童養護施設や乳児院への里親支援担当職員の配置や、第三者評価の義務化に伴う受審経費が措置費に算定されます。

しかし、概算要求の段階では、社会保障費の自然増分としての要求額が認められたものであり、人員配置の段階的引き上げ等の政策的経費は事項要求とされています。これらについては予算編成過程でその実現に向けた検討がすすめられることになります。

資料

平成 24 年度厚生労働省家庭福祉対策関係予算概算要求の概要

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課)

雇用均等・児童家庭局の概算要求の概要は厚生労働省ホームページに掲載されています

掲載ページ URL <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/yosan-gaiyou.html>

6. 「子ども・子育て新システム」検討を再開

～残された検討課題について議論し、年内の成案とりまとめを目指す～

7 月 27 日の「子ども・子育て新システム検討会議」を経て、同 29 日の「少子化社会対策会議」において「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」が決定、公表されていましたが、10 月 13 日の「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ」より検討が再開され、11 月 25 日までに 2 回の基本制度ワーキングが行われました。今後も、主にこの「基本制度ワーキングチーム」の場で、残された検討課題と主な論点について議論が行われることになります。

具体的には、国や都道府県、市町村および事業主の負担や利用者負担のあり方といった「①費用負担」のほか、「②国における所管のあり方」「③ワーク・ライフ・バランスのあり方」「④国の基準と地方の裁量の関係等」等が、年内の新システム成案とりまとめに向けて議論されます。

社会的養護関連では、「①費用負担」や「④国の基準と地方の裁量の関係等」において都道府県の役割やその財源措置のあり方などが議論されることになっており、成案とりまとめに向かつては、その動向に引き続き注視する必要があります。

子ども・子育て新システム検討会議に関する資料は、内閣府ホームページに掲載されています

掲載ページ URL <http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/index.html>

(トップページ→「子ども・子育て施策」→「少子化社会対策トップ」→「もっと詳しく知りたい」→「子ども・子育て新システム検討会議について」)

8. 全国児童養護施設協議会からのお知らせ

(1) 「東日本大震災 被災地児童養護施設支援募金」の累計額が760万円超に

全養協では、岩手県、宮城県、福島県等被災地域の児童養護施設の子どもたちの生活やその運営、活動を支援することを目的に標記募金を実施し、7,660,320円の募金をお預かりしています(9月9日現在)。配分先について全養協総務部会および常任協議員会における協議の結果、被災地(岩手県、宮城県、福島県、茨城県)の計19施設に40万円を均等に配分させていただくことといたしました。手続き等の詳細は当該施設に全養協より別途ご通知申し上げます。

皆様のご支援に心より感謝申し上げます。なお、総務部会および常任協議員会の決定により、本募金のお願いは、これをもちまして終了させていただくことを申し添えます。

(2) 「平成23年度全国児童養護施設中堅職員研修会」参加者募集中です

[平成24年1月17日(火)～19日(木)：東京都渋谷区]

年明け1月17日(火)～19日(木)の3日間、東京都渋谷区「国立オリンピック記念青少年総合センター『国際会議室』」を会場に、平成23年度全国児童養護施設中堅職員研修会を開催します。今年度は『社会的養護の課題と将来像—中堅職員が果たす役割と機能』をテーマに、「ファミリーソーシャルワークの視点」や「虐待を受けた子どもの治療的養育」等の科目を設定し学びを深めます。対象は児童養護施設における勤務年数が概ね3年以上の中堅職員です。

プログラムの詳細等は別添「開催要綱」をご参照ください。多くの職員の参加をお待ちしています。

(開催要綱は全養協ホームページ<http://www.zenyokyo.gr.jp/>でも掲載いたします)

(3) **新規**「平成23年度社会的養護を担う児童福祉施設長研修会」を開催します

[平成24年2月28日(火)～29日(水)：横浜市(新横浜)]

来年2月28日(火)～29日(水)の2日間、横浜市港北区「新横浜プリンスホテル」を会場に、「平成23年度社会的養護を担う児童福祉施設長研修会」を開催します。

この研修会は、「課題と将来像」をふまえて9月1日に改正された児童福祉施設最低基準(省令)により社会的養護の施設長の資格要件が明確化され、就任時および2年に1回以上の研修受講が義務化されたことに対応して、全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会、全国情緒障害児短期治療施設協議会、全国児童自立支援施設協議会の5種別共催事業として企画し開催するものです。

この研修の全プログラムを受講した方には、義務化された研修を受講したことを証明する「受講証明書」を発行します。なお、本年度の制度改正に対応した企画として、本年度中はこの1回のみで開催となりますが、次年度以降、開催地にも考慮しつつ複数回開催する予定です。各施設への開催要綱の送付と募集開始は12月上旬を予定しています。

なお、全養協では、本研修会が施設長就任時に受講が義務化される研修会の位置づけを有していることから、本年度予定していた全国児童養護施設新任施設長研修会の開催を取りやめ、この「社会的養護を担う児童福祉施設長研修会」として実施することといたしました。

(開催要綱は全養協ホームページ<http://www.zenyokyo.gr.jp/>でも掲載予定です)

(4) 「児童養護施設における権利擁護チェックリスト」を実施します

全養協では、昨年度総務部会において内容の見直し（改訂）を行った標記チェックリストについて、23年度の事業計画で実施することを決定しております。現在、12月4～10日の人権週間の頃に各施設にお送りできるよう準備をすすめておりますので、その際には何卒よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。

9. 全国社会福祉協議会からのお知らせ

(1) 「『豊かな育ちと自立』 応援助成事業」 2年次募集を開始します

全国社会福祉協議会（全社協）では、株式会社ジェイ・ストーム（レコード・映画制作会社）より「子どもたちのために活用してほしい」旨の寄付を受け、社会的養護施設（母子生活支援施設、児童養護施設、乳児院）で生活する子どもの豊かな育ちと、社会に向けて自立へと歩みを進める児童を応援することを目的に標記助成事業を昨年度から実施しています。

助成事業のひとつとして、児童養護施設で生活する児童の就職に向けた資格取得のための助成事業「社会人一年生スタート応援事業」があり、これは、普通自動車運転免許や、簿記・パソコン操作技術、英語検定等、就職時に有用と考えられる各種資格取得のための費用の一部を助成するものです。

なお、昨年度は、高等学校卒業後、「児童養護施設等を退所し、原則として卒業後数か月以内に就職が確定していること」とありましたが、本年度は、「児童養護施設等を退所し、原則として6か月以内に就職を予定していること」として要件を緩和していますので、さらに積極的な活用をお願いします。申込み締め切りは12月28日（水）[当日消印有効]です。詳細は別添「実施要綱」をご確認ください。

（実施要綱は全養協ホームページ<http://www.zenyokyo.gr.jp/>でも掲載しています）

(2) 「平成23年度ファミリーソーシャルワーク研修会」を開催します

〔平成24年2月13日（月）～14日（火）：東京都千代田区〕

来年2月13日（月）～14日（火）の2日間、東京都千代田区「全社協・灘尾ホール」等を会場に平成23年度ファミリーソーシャルワーク研修会を開催します。本研修会は、家庭支援専門相談員はもとより、児童福祉施設において子どもと家族の支援に携わる職員が、ともにファミリーソーシャルワークの実践とその知識・技術について学ぶことを目的に、全社協および全養協、全乳協、全母協の共催により平成16年度より開催しています。今年度は「親子関係（家庭）の再構築支援～虐待の背景にある貧困問題・虐待の再発防止について考える～」と題したシンポジウム形式のプログラムのほか、2日目にはチームワーク構築とチーム支援、里親・児童相談所との連携、ケースカンファレンスのあり方、ファミリーソーシャルワークの基礎知識と実践等のテーマによる分科会形式でのプログラムを実施する予定です。

各施設への開催要綱の送付と募集開始は12月上旬を予定しています。多くの参加をお待ちしています。

（開催要綱は全養協ホームページ<http://www.zenyokyo.gr.jp/>でも掲載予定です）